

政策調整会議の概要

開催日 平成 27 年 11 月 5 日 (木)

◎項 目

- 1 障害者差別解消法に基づく対応要領の策定について【地域福祉部】
- 2 各部局等の主要な取り組みについて【各部局等】

◎内 容

- 1 障害者差別解消法に基づく対応要領の策定について【地域福祉部】

地域福祉部より、資料に基づき障害者差別解消法に基づく対応要領の策定について概要説明が行われた。

【主な説明概要】

(地域福祉部)

- ・障害者差別解消法が来年 4 月に施行されることに伴い、職員の対応要領を定める必要がある。
- ・法では、国と地方公共団体に対して「障害を理由とする差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」が義務づけられており、国が定める基本方針に即して、職員が事務事業を行うに当たって障害を理由とした差別を行わないように適切な対応をするための「対応要領」を定めるように努めることとされたもの。
- ・記載事項としては、基本的な考え方や具体例、相談体制の整備、職員への研修・啓発といったものを盛り込むようになる。
- ・本県における対応要領の策定は、知事部局とそれ以外の機関それぞれで策定が必要であり、進め方としては有識者で構成する障害者施策推進協議会にも案を諮りながらパブリックコメントも行い、4 月 1 日施行を目指している。
- ・対応要領は、訓令として公報に掲載していくことを考えている。
- ・庁内の相談体制の整備については、ハラスメントの相談体制同様、各所属の課長補佐が一義的に受ける体制を考えている。

(総務部)

今我々が心がけている以上に、何か新たなことが盛り込まれるのか。

(地域福祉部)

差別的取扱いや合理的配慮がどこまでなのかということがあるが、国も明確な基準や定義は示していない状況であり、個々のケースで判断していくことになる。

例えばホームページを PDF やエクセルの添付ではなく、できるだけテキストで掲載すると音声で読み取れるといったことがある。こういったできる範囲での対応はしてほしいとは思いますが、事務事業の目的に大きく影響を与えるようなことまでは想定していない。

(副知事)

どこまでが合理的配慮かというところが一番難しい。

(地域福祉部)

確認したい点や懸念される点については、意見照会の回答に記載してもらえれば。

(副知事)

各部と連携して進めるように。

(産業振興センター)

外郭団体は努力義務か。

(地域福祉部)

外郭団体は努力義務になっている。

2 各部局等の主要な取り組みについて【各部局等】

総務部が取りまとめた各部局等の主要な取り組みに関する資料を配付の上、各部局による概要説明が行われた。

【主な説明概要】

(産業振興推進部)

総合戦略の市町村担当者会を11月12日に開催する。市町村の総合戦略の策定状況は、10月末現在で18市町村が策定を完了し、当初の想定より若干遅れてはいるが、概ね順調に策定作業は進んでいる。説明会では、県も来年度に向けて大幅に総合戦略をバージョンアップしていくので、連携してやっていこうということを改めて共有したいと思っている。

ぜひ各部局の予算要求についても、市町村の総合戦略を応援するという観点を意識して要求してほしい。

(教育委員会)

高知龍馬マラソンが昨日で締め切りになり、エントリー数は9千人を超えた。今後、当日のボランティアなどもあるので、そういった面での協力もまたお願いしたい。

(産業振興センター)

10月開催の第4回ものづくり総合技術展は、合計1万8,110人、昨年と比べ16%増となった。また、一緒に開催した商談会も104社に来ていただき、暫定で386件の商談をいただいている。

同日「こうちビジネスチャレンジ基金」の審査があり、今年は61件の応募があった。「最優秀」が医師の目線で開発した医療情報システムを無料で提供し、その情報を有効活用するという新しい取り組みで、いろいろな部局にお世話になると思うので、協力をお願いしたい。